

豊市支第 2814 号
令和 6(2024) 年 2 月 21 日

日本労働組合総連合会大阪府連合会

会長 田中 宏和 様

北大阪地域協議会

議長 重長 寿典 様

豊中地区協議会

議長 竹之内 信司 様

豊中市長 長内 繁樹



2024（令和 6）年度 政策・制度予算に対する要請について（回答）

令和 5(2023) 年 12 月付で提出のありました要請書について、別添のとおり回答いたします。

2024（令和6）年度大阪府政策・制度予算要請について

【(★) 重点項目】

目 次

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

- (1) 就労支援施策の強化について
 - ① 地域就労支援事業の強化について
 - ② 障がい者雇用の支援強化について
- (2) ジェンダー平等社会の実現に向けて
 - ① 「おおさか男女共同参画プラン」の周知・広報について
 - ② 女性活躍・両立支援関連法の推進について
 - ③ 女性の人権尊重と被害への適切な対応<新規>
 - ④ 多様な価値観を認め合う社会の構築を
- (3) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について
- (4) 治療と仕事の両立に向けて
- (5) 就労創出と住民自治を促進する「協同労働の協同組合」の育成・支援について

2. 経済・産業・中小企業施策

- (1) 中小企業・地場産業の支援について
 - ① 「中小企業振興基本条例」の制定促進について
 - ② ものづくり産業の生産拠点の維持・強化について
 - ③ 中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援について
 - ④ 事業継続計画（BCP）策定率の向上にむけて
- (2) 取引の適正化の実現に向けて (★) <補強>
- (3) 公契約条例の制定について
- (4) 海外で事業展開を図る企業への支援
- (5) 産官学等の連携による人材の確保・育成<新規>

3. 福祉・医療・子育て支援施策

- (1) 地域包括ケアの推進について (★)
- (2) 生活困窮者自立支援制度の改善について
 - ① 生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について<補強>
 - ② 生活困窮者自立支援事業の拡充と体制整備について<補強>
 - ③ 生活困窮者自立支援事業の強化・底上げについて
- (3) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について
- (4) 医療提供体制の整備に向けて (★)

- ①医療人材の勤務環境と待遇改善について
- ②医師の偏在解消と地域医療体制の向上にむけて
- (5)介護サービスの提供体制の充実に向けて (★)
 - ①介護労働者の待遇改善と職場定着に向けて
 - ②地域包括支援センターの充実と周知徹底について
- (6)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて (★)
 - ①待機児童、潜在的（隠れ）待機児童の減少に向けて
 - ②保育士等の確保と待遇改善に向けて
 - ③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて
 - ④企業主導型保育施設の適切な運営支援について<補強>
 - ⑤子どもの貧困対策と居場所支援について
 - ⑥子どもの虐待防止対策について
 - ⑦ヤングケアラーへの対策について
- (7)誰も自死に追い込まれない、相談体制の強化について

4. 教育・人権・行財政改革施策

- (1)指導体制を強化した教育の確保と資質向上について (★) <補強>
- (2)更衣室や多目的トイレの設置・増設について<新規>
- (3)奨学金制度の改善について (★)
- (4)労働教育のカリキュラム化について (★)
- (5)幅広い消費者教育の展開について<補強>
- (6)人権侵害等（差別的言動の解消）に関する取り組み強化について
- (7)行政におけるデジタル化の推進について
- (8)マイナンバー制度の定着に向けたマイナンバーカードの普及について
- (9)府民の政治参加への意識向上に向けて<新規>
- (10)SDGs の推進について

5. 環境・食料・消費者施策

- (1)食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて (★)
- (2)フードバンク活動の課題解決と普及促進について
- (3)消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について
- (4)特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について
- (5)「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と

その実践に向けた産業界との連携強化について

- (6)再生可能エネルギーの導入促進について

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

- (1) 交通バリアフリーの整備促進について
- (2) 安全対策の向上に向けて
- (3) 自転車等の交通マナーの向上について
- (4) 子どもの安心・安全の確保について
- (5) 防災・減災対策の充実・徹底について（★）
- (6) 地震発生時における初期初動体制について
- (7) 集中豪雨等風水害の被害防止対策について（★）
 - ① 災害危険箇所の見直しについて
 - ② 防災意識向上について
- (8) 激甚災害時における公共インフラ設備の早期復旧に向けた取り組み
- (9) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について
- (10) 交通弱者の支援強化に向けて
- (11) 持続可能な水道事業の実現に向けて

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(1) 就労支援施策の強化について

<継続>

① 地域就労支援事業の強化について

大阪府内の関係機関と連携する「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させるためにも、まず対面での会議開催を基本とすること。そのうえで就職困難層の就労への支援ニーズに則した事業が展開されるよう、大阪府との連携を強化すること。

また、職を失った女性や、子育て・介護責任を担う女性をサポートする職業能力訓練などを含む施策を講じること。特に、ひとり親家庭への支援事業のさらなる拡充など、総合的な施策を強化させること。加えて、それらの施策が支援の必要な人に届くよう周知の取り組みも強化すること。

【回答】市民協働部

地域就労支援事業と生活困窮者自立支援事業を一体的に実施する仕組みを活かして、関係機関と連携しながらコロナ禍による離職者や就労困難者を雇用・就労につなげ、一人ひとりの自立・就労を支援します。

また、非正規雇用から正規雇用への転職など女性が安定的な雇用に就くため自らのキャリアを見つめ直す機会の提供となる講座を開催するほか、地域労働ネットワークをはじめとする労働関係機関とも連携を強化するとともに、就業経験の少ない若年求職者、障害者、高年齢者、ひとり親家庭の母親など就労への阻害要因を有する求職者への就労支援を実施してまいります。

それらの施策の周知につきましては、市ホームページ、広報およびSNS等を活用しながら必要とする人に届くように周知の取組を強化してまいります

<継続>

② 障がい者雇用の支援強化について

大阪府内民間企業等の障がい者雇用率は、全国と比較しても低位で推移する状況が続いている。法定雇用率等が段階的に引き上げられることを見据え、大阪府内企業の法定雇用率達成に向けた施策として、「雇用ゼロ企業」が障がい者雇用に踏み出せない個々の要因を把握したうえで、障がい者雇用にかかるノウハウの共有化を図り、準備段階から採用後の定着支援までの一貫した総合的な支援を強化すること。また、障がい者採用を希望する事業所に対し、マッチングの支援を行うこと。

さらに、障がい当事者の意思を尊重した合理的配慮や相談体制の充実、職場での理解促進、さらに、障がい者就労に関する社会の理解を広げるための啓発の取り組みも含めた施策を推進すること。

【回答】福祉部

障害者雇用につきましては、豊中市障害福祉計画の中でも重点課題と位置づけ、豊中市障

害者就労支援連絡会と豊中市障害者自立支援協議会と連携し、企業見学会、勉強会、ハローワーク等関係機関とのネットワーク強化など、様々な事業を実施しております。今後も直面する様々な課題に柔軟に対応し、障害者雇用を引き続き促進していきたいと考えております。

【回答】市民協働部

障害者雇用につきましては、雇用の受け皿となる企業向けに、合同面接会を実施するなど、採用マッチングや多様な人材を受け入れできる環境整備に取り組む他、市や支援機関等が実施する障害者雇用に関する企業担当者向けの各種研修会について情報提供を行います。また、希望する市内事業所に雇用、労働、労務に関するアドバイザーを派遣することで事業主の受け入れ体制の充実をはかってまいります。

(2) ジェンダー平等社会の実現に向けて

<継続>

① 「おおさか男女共同参画プラン」の周知・広報について

「おおさか男女共同参画プラン」(2021-2025)に盛り込まれた各種施策が着実に実施されるよう、豊中市庁内の関係部門が連携した取り組みを行うこと。

また、市民にも SDGs の目標の一つである「ジェンダー平等」をめざす取り組みとして、本プランの趣旨が広く理解されるよう、大阪府と連携し情報発信を行うこと。

【回答】市民協働部

本市では現在、「おおさか男女共同参画プラン(2021 - 2025)」をふまえた、「第3次豊中市男女共同参画計画」(計画期間：令和4(2022)年度～令和13(2031)年度)を策定し、大阪府の男女共同参画社会実現に向け、男女共同参画施策を展開してまいります。

<継続>

②女性活躍・両立支援関連法の推進について

女性活躍をさらに推進するため、女性活躍推進法の省令改正により、把握・公表が求められるようになった「男女の賃金の差異」なども含め、女性活躍推進法の周知を積極的に行うこと。あわせて、事業主行動計画の策定が義務化されていない 100 人以下の企業に対しても、策定を働きかけること。

また、豊中市の特定事業主行動計画に則った女性参画を進めることとともに、各役職段階における職員の給与の差異とその要因分析を職員団体等とも協議して積極的に公表すること。

改正育児・介護休業法についても、その趣旨・内容を広く周知すること。また、職場での男性の育児休業取得が促進されるよう、具体的な取り組み事例の情報発信などの啓発活動を行い、誰もが育児休業を取得できる職場環境の整備に取り組むこと。

【回答】市民協働部（人権政策課）

市内事業所で働く一人ひとりの女性が、その持つ個性や能力を十分に発揮する女性活躍を推進するため、就労継続、職場風土改善やワークライフバランスなど働き方改革を効果的に推進するよう事業者に向けて女性活躍促進支援事業を実施しています。当該事業のセミナー等で女性活躍推進法の周知を図ってまいります。

また、令和5年度より育児・介護休業の取得等について取組を行っている事業者に対して「豊中市女性活躍推進事業者認証制度」を開始しました。認証事業者の取り組み等を紹介することで育児・介護休業取得が促進されるよう啓発を行ってまいります。

【回答】市民協働部（くらし支援課）

育児・介護休業法、および男性の育児休業取得については、勤労者ニュースや市ホームページ等により事業者および労働者への周知・啓発を図ってまいります。

【回答】総務部

本市は平成27年に特定事業主行動計画を策定、令和3年に改正し、同計画に基づいた取組みをこれまで進めてきており、職員の給与の男女の差異は令和4年より市ホームページにて公表しています。今後も引き続き、計画に則った女性参画を進めていきます。

<新規>

③女性の人権尊重と被害への適切な対応

メディア等での性の商品化や暴力的表現を見直し、女性の人権を尊重した表現が行われるよう各方面に働きかけること。また、改正「DV防止法」「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2022-2026)」を周知し、具体的取り組みをすすめること。特に、デートDVの加害者を出さないための加害防止にむけた教育・教材の構築にとりくむこと。

さらに「性暴力救援センター・大阪SACHICO(松原市)」のような医療・法的支援等を包括的に提供できる、先進的なワンストップセンターの設置を関係機関に働きかけること。

DVを含む人権侵害、ハラスメント被害、性的指向・性自認(SOGI)に関する差別など、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう、相談窓口の周知や啓発活動を行うとともに、職員に対する研修を継続的に実施すること。

【回答】市民協働部

本市ではDV防止法に基づく市町村基本計画として「第3次豊中市男女共同参画計画」(計画期間：令和4(2022)年度～令和13(2031)年度)を策定し、「あらゆる暴力を根絶する」ことを基本目標に掲げ、中学生を対象に「デートDV防止講座」を行うなど、地域や学校への啓発に取り組んでいます。職員についても、DVの被害を受けた方々にきめ細やかな対応ができるよう、例えばDV防止ネットワーク会議ではグループワーク等の研修を行っています。今後も相談窓口等の周知や啓発活動を行うとともに、研修を継続的に実施してまいります。

<継続>

④多様な価値観を認め合う社会の構築を 【PS 条例未制定の市町村は下線追記】

LGBT 等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI(性的指向と性自認)に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。そこで、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、行政・市民一体となって意識変革のための啓発活動に取り組むこと。

また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に対する企業や団体含む市民の理解と普及促進を図るとともに、豊中市（町村）においても条例制定をめざすこと。

加えて、人権に配慮し LGBTQ をはじめ誰もが使用しやすい府内施設（多目的トイレ等）の整備に取り組むこと。

【*参考：制度実施 11 市町村（2023/5 時点）…大阪市、堺市、池田市（2022/11）、吹田市（2023/4）、貝塚市、枚方市、茨木市、富田林市、松原市（2023/5）、大東市、交野市】

【回答】市民協働部

本市では、「第 3 次豊中市男女共同参画計画」（計画期間：令和 4（2022）年度～令和 13（2031）年度）において、LGBT をはじめとする性的マイノリティの人権尊重を取り組むべき課題の一つに位置付け、府内および地域、学校等に向けた学習機会の提供や啓発、情報提供に取り組んでいます。取組みの一つに令和 5 年 4 月より、本市の全小・中学生対象に、男女共同参画の電子教材が利用できるようになりました。

本市では、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」を活用した性的マイノリティ支援策として、令和 2 年（2020 年）10 月から、条例改正により「市営住宅の入居資格要件の拡大」「市職員の特別休暇対象の拡大」を実施し、職員向けハンドブックを作成しました。引き続き、性別や性的指向、性自認などによる差別が起きないよう互いの人権を尊重しあう意識作り、意識改革に取り組みます。

【回答】都市基盤部

本市は、令和 4（2022）年 3 月に作成した「バリアフリーマスターplan」の基本理念、「だれもが気軽に出来られるまちづくり」に基づきバリアフリーに取り組んでいます。

<継続>

(3) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について

労働施策総合推進法が改正され、中小企業含むすべての事業所において職場でのパワーハラスメント対策が義務化された。就職活動中の学生や顧客・取引先などの第三者に対するハラスメントも含まれることも踏まえ、特に中小企業での防止対策について周知・支援とともに、労働者からのハラスメントに関する相談対応やハラスメントを原因とした精神疾患なども含めた相談体制を充実・強化すること。

また、ハラスメント被害者が相談窓口にアクセスしやすくなるよう、行政機関や企業内だけでなく、業界団体や地域組織など多様な場に相談窓口が設置されるよう、働きかけを行う

こと。

【回答】市民協働部

職場でのパワーハラスメント防止対策については、勤労者ニュースの発行や市ホームページにより事業者への周知を図っていくとともに、自社だけでは対応が難しい事業所を支援するため、働き方アドバイザー派遣制度により事業所の取組みを支援していきます。

また、動画やセミナーを通じて、パワーハラスメント防止に関する啓発を行うとともに、市および大阪府の労働相談窓口の周知を行うことにより、ハラスメント被害者が相談しやすい環境を作ります。

<継続>

(4)治療と仕事の両立に向けて

厚生労働省がガイドラインを示しているように「治療と仕事の両立支援」は働き方改革の実践においても重要な課題である。特に中小企業での「治療と仕事の両立支援」の取り組みがさらに浸透するよう、関係団体と連携し、周知・啓発を行うとともに、支援事例や情報、ノウハウの提供を行うこと。

また、労働者自身が健康や医療に関する知識や関連施策を学ぶことができるセミナーなどの機会を提供すること。

【回答】市民協働部

労働者ががんなどの病気を抱えても活躍できるためには会社のサポートが重要なことから、市立豊中病院とも連携し、市内事業者向けに啓発を図っていきます。

また、病気を早期に発見し労働者の健康を守るため、健康・医療に関する知識やけんしんの重要性等について保健所と連携して市内事業所や労働者向けに啓発を進めてまいります。

さらに、市立豊中病院で入院されていたり、抗がん剤治療中のなど対象に、くらしやしごとに関するお困りごとについて、同病院からオンライン（Zoom）による事前相談ができる仕組みづくり等連携を進めてまいります。

<継続>

(5)就労創出と住民自治を促進する「協同労働の協同組合」の育成・支援について

2022年10月施行の労働者協同組合法について、その目的である「多様な就労機会の開発」、「多様な地域ニーズに即した仕事づくり」、「持続可能で活力ある地域社会の実現」を市の具体的な施策に落とし込んで推進すること。

また、地域福祉の向上と住民自治の促進をはかる目的で、指定管理制度などの公共サービスを支え充実させるための制度・政策を総合的に見直し、充実させること。

【回答】都市経営部

指定管理者制度については、各施設の設置目的、性質、管理状況、施設管理をとりまく状況、本市の総合計画をはじめとした各種行動計画等の施策や地域とのかかわり、市民との協働、人権尊重をはじめとする行政の役割など、経済性のみならず市民サービス向上の観点などもあわせて、総合的な観点から施設の目的を最大限に發揮できるような管理運営のあり方を検討し、その業務が適正に行われるようモニタリングを実施するなど、市としての公的責任を果たしていきます。

【回答】市民協働部

2022年10月に施行された労働者協同組合法につきましては、市民の皆さんへ周知・啓発を行うとともに、市内において具体的な取り組みや相談がありましたら大阪府との連携のもと支援してまいります。

また、労働者協同組合に対する支援の一環としまして、生活情報センターくらしかんにおきましては、労働者協同組合の組織運営に係る貸室利用を目的利用の対象として利用料金や申し込み時期の優遇を行います。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

① 「中小企業振興基本条例」の制定促進について

中小企業振興基本条例の制定に向けた審議会や振興会議等の設置など、条例制定に向けた環境整備を行うこと。条例策定においては、地域での労働組合・労働団体の参画と役割について言及すること。

また、豊中市の中小企業振興策において、中小企業などへのデジタルデバイスの導入支援など具体的な振興策の検討や、行政の各種支援策の周知と利用拡大により、取り組みの実効性を高めること。

【回答】都市活力部

本市では、「新・産業振興ビジョン」で定めた本市産業のめざす姿「産業が地域社会を支え、生活を豊かにする好循環を生むまち」の実現に向け、多様な業種の事業者が新たな事業にチャレンジし、さらなる発展を図れるようさまざまな支援を実施しております。

中小企業振興策においては、ITの専門家であるITコンシェルジュを派遣し、事業者のデジタル化を促進する取組みを豊中商工会議所と連携して実施するなど、関係機関とも協力しながら取組みを推進しているところです。また、市のホームページやメールマガジン等の広報媒体を積極的に活用することで、事業の周知と利用拡大を図っております。

今後につきましても、引き続き、関係機関と連携し、中小企業振興の取組みを推進してまいります。

<継続>

②ものづくり産業の生産拠点の維持・強化について

ものづくり企業の従業員やOBなどをカイゼン活動のインストラクターとして、あるいはものづくり企業の従業員を現場のカイゼンリーダーとして養成し、中小企業に派遣する「カイゼンインストラクター養成スクール」の開設を大阪府の関係部局と連携して図ること。

また、2019年度をもってカイゼンインストラクター養成スクールに対する国の補助金が終了したことから、大阪府と連携し、支援を創設・拡充すること。

【回答】都市活力部

本市では、「新・産業振興ビジョン」に基づき、中小企業の新たな事業への取組みに対して支援を行っています。また、経営強化に向けた支援策として、事業者のものづくり人材の育成を目的とした研修受講費の一部を助成する事業を実施しています。

今後につきましても、豊中商工会議所をはじめとした関係機関との連携を強化し、ニーズに応じた支援策の実施など、ものづくり産業の維持・強化に努めてまいります。

<継続>

③中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援について

工業高校や工業高等専門学校に設置されている専攻科なども活用し、中小企業で働く若者が技能五輪全国大会や技能五輪国際大会に挑戦できるよう、当事者に対する支援をさらに拡充するとともに、技能五輪大会や行政の支援策を広く周知広報すること。

加えて、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を出場させる中小企業に対して、直接的な資金面での助成を行うこと。

【回答】都市活力部

技能五輪については、青年技能者に目標を与えるとともに、技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重機運をつくり出すことが期待されています。

産業のまち・産業を応援するまちを内外にアピールするなど、中小企業の経営に焦点をあて施策を展開している本市といたしましても、広報物の配架等により、市内企業に技能五輪や職業能力開発施策に関する情報を発信してまいります。

<継続>

④事業継続計画（BCP）策定率の向上にむけて

帝国データバンク大阪支社の2023年5月調査によると、大阪府のBCP策定割合は、17.0%と全国水準（18.4%）よりも低く、企業規模別で見ると、近畿では大企業と中小企業の差が2倍以上となっている。各地で起こる自然災害や感染症の拡大により、大阪府内企業での早急なBCP策定が望まれる。

連携協定締結から3年が経過した近畿経済産業局と大阪府が連携する「BCP策定大阪府スタイル」の取り組みと連動し、特に中小企業に対し策定のスキルやノウハウ、メリットを広

く周知し、策定率を向上させるための連携策を強化すること。

【回答】都市活力部

事業者の皆さんご、自然災害等へ事前に備え、事後にいち早い復旧を果たすことができるよう支援していくことは、本市の産業振興の観点からも重要であると考えております。このため、豊中商工会議所と市が共同で作成した事業者のBCP策定を支援するための計画である「事業継続力強化支援計画」に基づき、今年度は豊中商工会議所と連携して、「ジギヨケイ策定」と「クルマの給電システム活用」で備えるBCP対策セミナーを開催しました。

今後とも関係課や商工会議所などの関係機関と連携し、セミナーの開催など、中小企業におけるBCP策定に向けた支援を行ってまいります。

<補強>

(2)取引の適正化の実現に向けて(★)

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化・価格転嫁の円滑化を実現するため、「パートナーシップ構築宣言」の取り組みを推進・拡大すること。各種支援策や宣言効果の周知と利用拡大により、「宣言」の実効性を高めること。特に、大手企業の宣言拡大に向けた啓発や働きかけを行うこと。

また、中小企業の「働き方改革」を阻害するような取引慣行の是正を強化するため、関係機関と連携し、関係法令の周知徹底や「しづ寄せ」を防止、適正な価格転嫁を実現させるための総合対策、中小企業への各種支援策の周知と利用拡大を図ること。

【回答】都市活力部

中小企業の集積する本市では、中小企業の公正取引の確保は重要な課題であると認識しています。そのため、「パートナーシップ構築宣言」企業数の拡大に向けて、本市各部局が実施する入札やプロポーザルなどにおいて、宣言企業へのインセンティブ創出を促しています。

引き続き、公正取引確保に向けた施策の周知や関連施策の情報収集に努めるとともに、商工会議所とも連携し、きめ細かい情報提供を実施します。

<継続>

(3)公契約条例の制定について

「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえて、公契約締結においては人権デュー・リジェンスへの配慮を確保すること。

公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、公契約のもとで働く労働者の適正な賃金水準・労働諸条件の確保により、住民福祉の増進に寄与する公契約条例の制定を推進すること。

【回答】総務部

公契約条例の制定につきましては、国における法整備や府をはじめとする周辺自治体の状況を注視してまいりたいと考えております。

<継続>

(4) 海外で事業展開を図る企業への支援

海外に事業拠点を持つ、また海外事業展開を図ろうとする地元企業に対し、海外での中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権・強制労働の禁止、児童労働の廃止、差別の排除）順守の重要性について周知徹底すること。

また、海外事業拠点や取引先なども含め、人権デュー・デリジェンスの必要性についても周知徹底すること。

【回答】市民協働部

海外における強制労働・児童労働の問題は、海外に事業展開する事業所のみならず、国内のみで事業展開する事業所においても商材の調達先などで関係していることも考えられることから、フェアトレードをはじめとした人権デュー・デリジェンスの必要性について市内事業所へ啓発してまいります。

<新規>

(5) 産官学等の連携による人材の確保・育成

関西圏では「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」が始動している。このことから、豊中市においても仕組みを参考し、地域を支えるさまざまな産業の人材の確保・育成のため、産官学等が連携して取り組む枠組みを積極的につくること。

【回答】都市活力部

本市では、「新・産業振興ビジョン」に基づき、中小企業の人材確保に対する支援を行っています。今年度は新たに人材確保促進補助金を創設し、副業人材の活用など、市内事業者における多様な人材の確保への支援を開始しました。人手不足に悩む市内事業者的人材確保は喫緊の課題であることから、人材確保促進補助金の活用による支援を継続するとともに、産官学等の多様な主体の強みを活かした連携による支援等についても進めてまいります。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

<継続>

(1) 地域包括ケアの推進について (★)

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。

また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、市町村が個別に抱える課題に対して必要な支援を大阪府へ求めるこ。加えて、「大阪府高齢者計画2024(仮称)」が策定される際には、前年度までの「同計画2021」で行った施策の進捗状況を検証・総括や「高齢者の生活実態と介護サービス等に関する意識調査結果等」を踏まえ、より実効性を高めるよう大阪府へ求めるこ。

【回答】福祉部（地域共生課）

本市は平成29年3月に豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針を策定しました。同方針では『「誰もが住み慣れた自宅や地域で自分らしく暮らすこと」を実現することで将来への安心と希望をつくり出し、私たち一人ひとり・地域・まち・社会のすべてが、明日への活力とともに未来を創造し続ける。』という将来像に向けての考え方を示してきました。令和6年3月には、本市における地域共生社会の実現と、地域包括ケアシステムの構築に向けた具体的な計画である第5期豊中市地域福祉計画を策定します。本計画に豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針を一体化するとともに、基本目標と連動させ、地域共生社会の実現に向けて引き続き取り組みを進めています。

【回答】福祉部（長寿社会政策課）

本市では「大阪府高齢者計画2024（仮称）」と整合性をもって策定する「第9期豊中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき取り組みを進めます。大阪府とともに効果的に進めることができる事業については大阪府に対してより実効性が高められるよう求めてまいります。

<補強>

(2)生活困窮者自立支援制度の改善について

<補強>

①生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について

生活困窮者自立支援事業のさらなる質の改善に向け、好事例などの情報収集・分析・提供など、支援員の育成やスキルの維持・向上のための研修を行うこと。

大阪府に対しては、人員確保に必要な財政支援の拡充を求めること。

加えて、生活困窮者自立支援事業は「人が人を支える」制度であることに鑑み、制度を担う相談員・支援員が誇りを持って安心して働くよう、雇用の安定と賃金水準の大幅な引き上げなど待遇の改善、定着促進をはかること。

【回答】市民協働部

生活困窮者自立支援事業に従事する職員の研修につきましては、国や府が実施する研修に加え、実務上必要なスキルや知識を身につけるため、採用後3年目迄の職員を対象とした研修計画を策定し市独自でも研修を実施しております。

大阪府では、コロナ禍に人材確保に必要な経費の財政支援が拡充され、本市においては、大阪府新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事業（生活困窮者自立支援の機能強化事業）補助金を活用しております。

また、職員の待遇につきましては、雇用形態の性質や業務内容等を踏まえて対応しているところですが、特定の業務や役割を担う職員の待遇の改善をはかります。

<補強>

②生活困窮者自立支援事業の拡充と体制整備について

コロナ禍を起因とした困窮や生活困難が依然として続く中、生活困窮者自立支援制度が寄り添い型支援の本来の役割と機能を果たせるよう、同制度の拡充・体制整備寺院体制の強化はかかるとともに、住民への周知・啓発を徹底すること。

また、NPO 法人や社会福祉法人、社会福祉協議会、労働者福祉協議会などの社会資源を活用すること。

さらに、生活基盤である住居を確保するため、賃貸住宅登録制度の周知や、登録住宅の改修・入居者への経済的支援、要配慮者に対する居住支援を推進すること。

【回答】都市計画推進部

平成 29 年(2017 年)10 月に開始された、住宅確保要配慮者の入居を受け入れる賃貸住宅(セーフティネット住宅)の登録制度については、一般財団法人豊中市住宅協会が登録事務と賃貸住宅の家主に対する制度の周知を行っており、令和 5 年(2023 年)12 月末時点の登録戸数は 1,283 戸となっています。

登録住宅については、国が実施する改修費補助が利用できるため、補助制度のさらなる周知を行うとともに、豊中市・不動産事業者団体・福祉事業者団体で構成する豊中市居住支援協議会において、引き続き要配慮者に対する居住支援を推進していきます。

【回答】市民協働部

コロナ禍に大幅に増加した相談件数は、一定落ち着いておりますが、今後も引き続き社会状況をふまえながら、伴走型支援を強化してまいります。周知・啓発については、市広報誌やホームページはもとより、税や保険の徴収窓口等と連携し、個別に本事業の案内チラシをお渡しするなど本事業の周知をしております。

また、既存の社会資源を活用しながら、相談者の自立に向けた支援に取り組みます。

<継続>

③生活困窮者自立支援事業の強化・底上げについて

全国どこでも必要なサービスが受けられるよう、就労準備支援事業、家計改善支援事業については、広域連携を促進しながら、速やかに豊中市において完全に実施されることを目指して取り組むこと。また、一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業も含め、各任意事業の実施率を高めること（各数値の具体的な経年推移も示していただきたい）。

【回答】市民協働部

本市におきましては、任意事業を含め実施率は 100%となっております。

<継続>

(3)予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

大阪府における各種がん（胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・子宮頸がん）の受診率は改善傾向にあるが、依然として全国レベルでは低い状況にある。そこで、早期発見のために

も、若年世代から毎年受診できるよう制度を改定し、市民の特定健診や各種がん検診の受診率向上を図ること。

また、AYA世代にがん検診の積極的な受診を促すための取り組みを強化すること。加えて現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」の進捗状況についての検証を行うこと。

さらに、市町村とも連携し、大阪府が実践的に取り組む「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等を市民により広く周知すること。

【回答】健康医療部

令和3年度より、けんしんの完全個別化・完全無料化を実施しました。市民健診や各がん検診を身近な市内医療機関で受診できるようにすることで、より受診しやすい環境を整えました。また、若い間にけんしんを習慣づけられるよう、若年層に重点を置いた啓発にも力を入れていきます。また、大阪府と共同で実施している健康マイレージ事業については、市民の健康増進および疾病予防を目的に、引き続き市ホームページやSNSを活用した周知のほか、関係機関に協力を仰ぐなど積極的な周知を実施していきます。

(4) 医療提供体制の整備に向けて (★)

<継続>

① 医療人材の勤務環境と処遇改善について

医療現場の実態を把握し、労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備を図ること。

安全で質の高い医療・看護の提供に向けては、緊急事態を想定した医療人材確保のために、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。さらには、潜在医療従事者が大規模災害など緊急時に復職できる仕組みや、新型コロナウイルス感染症の患者対応やワクチン接種への従事などをきっかけに一時的に復職した者が希望すれば本格的に復職できる仕組みを医療機関・大阪府と連携し構築すること。

加えて、新型コロナウイルス感染症対応を総括したうえで、引き続き感染症拡大に備え、保健所の体制整備に努めること。

【回答】市立豊中病院

市立豊中病院では、病院事業という業務の特性から夜間・時間外での緊急時の対応など労働環境の整備が難しい職場ではありますが、令和6年度(2024年度)から実施される医師の時間外労働時間の上限適用を踏まえ、医師を始めとする各専門職種に応じた働き方の見直しや業務負担軽減に取り組んでいます。

とくに職員のワークライフバランスに配慮した環境整備は重要と考えており、育児休業や看護・介護休暇などの休暇・休業制度、復職後の短時間勤務制度の導入、当直業務の免除など、職員のライフイベントに応じた支援を行っています。また、仕事へのモチベーション

ン向上を図る観点から、専門職を対象に専門性を高めるため必要な研修機会を設けています。

これらの取り組みを総合的に進め、緊急時も含め安定的に医療サービスが提供できるよう、人材確保、職員の離職防止に努めています。

【回答】健康医療部

例年、市内19病院に対し医療監視を実施し、その際に医療従事者に対する健康診断が適切に行われているかを確認しています。

医療人材の確保等に関しては大阪府において取り組みがなされています。医師については大阪府医師確保計画により、人材の確保や勤務環境の改善に取り組んでいます。看護師については大阪府ナースセンターにおいて看護職員の不足解消や未就業看護職員の再就職促進、再就業支援のための講習会などに取り組んでいます。また、医療従事者資格（医師・歯科医師・薬剤師・保健師・助産師・看護師等）を有する方に事前登録していただき、有事に避難所等で活動いただく豊中市健康有事医療センター登録制度を開始しています。

加えて、これまでの感染症対策で培った知見をもとに、令和6年3月に策定する感染症予防計画、健康危機対処計画に基づき、新興・再興感染症に対する保健所体制の整備に取り組んでまいります。また、訓練などを通じて健康危機事象への対応力をさらに高めてまいります。

＜継続＞

②医師の偏在解消と地域医療体制の向上にむけて

地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するため、出産や育児などで離職した女性医師の復職支援研修を行うなど、効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。そして、医療分野での地域間格差解消に向けては、地域の医療ニーズや二次医療圏内で医療需要の増加が見込まれる病床機能の確保など地域の実態を検証し、効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については共同利用に関する意向書の提出状況の検証を行い、医療機関間の共同利用をさらに促進すること。

加えて、今後ニーズが高まる「訪問医療」を拡充するために、実施している医療機関への助成を行うこと。

また、新たな感染症の感染拡大時における医療体制を考慮し、急性期・回復期・慢性期まで、切れ目なく必要な医療が提供されるよう、「医療機関の機能分化と連携」、「医療と介護の連携」、をそれぞれ推進すること。

【回答】市立豊中病院

市立豊中病院においては、大阪府地域医療構想および公立病院経営強化ガイドラインに基づき、地域において他の医療機関との役割分担を明確にしながら、急性期医療を中心に当院が担うべき領域において、必要な医師の確保に努めているところです。

【回答】健康医療部

医師確保やキャリア形成については大阪府において取り組みがなされています。女性医師等就労環境改善事業や大阪府地域医療支援センターにおける取り組みなどにより、地域偏在対策と診療科偏在対策を推進しています。

また、大阪府からの委託により大阪府保健医療計画推進事業に取り組み、地域医療体制の構築に寄与しています。さらに、医療機器の共同利用については、CTやMRIなどの医療機器を新規購入や更新した医療機関に対して「医療機器の共同利用に関する意向書」の提出を依頼し、地域医療への協力の啓発を行っています。在宅医療の拡充については、在宅医療を担う医師の負担を軽減するシステムの構築など、持続可能な医療提供体制の構築を推進しています。医療機関の機能分化と連携については、大阪府が進めている地域医療構想の実現に向け、本市では豊中市地域医療基本方針に基づき、切れ目のない医療機関の連携に取り組んでいます。医療と介護の連携については、豊中市在宅医療・介護連携支援センター運営事業を実施し、医療・介護関係者間の情報共有や連携強化に関する取組みを行っています。

(5)介護サービスの提供体制の充実に向けて(★)

<継続>

①介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて

介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。さらには、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。

加えて、前歴加算も含めた処遇改善加算が介護職員への賃金に確実に反映されるよう対策を講じること。

また、介護労働者の職場環境を改善すべく、利用者や事業主からのハラスメント防止に向けて、事業主に対する啓発・研修活動を強化すること。

【回答】福祉部

「処遇改善加算」等の加算要件の適切な確認と運用を引き続き行うとともに、市内介護事業者が実施する人材確保、定着支援、離職防止の取り組みを支援してまいります。また、実証事業や研修によるIT導入を支援するとともに、市・介護事業者・学生・市民・市民団体など多様な主体が関わるイベント実施により、介護の魅力を発信します。

<継続>

②地域包括支援センターの充実と周知徹底について

地域包括支援センターが、地域のニーズに則して実効性ある機能が発揮できるよう取り組むこと。労働者の介護離職防止のためにも、地域包括支援センターの機能・役割の住民へ

の周知・広報を強化すること。

また、地域包括支援センターを拠点とし、高齢者と子どもが積極的に交流できる施策の検討を行うこと。

さらには、地域包括ケアシステムの中核機関として、最低1カ所は直営の地域包括支援センターを設置するよう働きかけること。

【回答】福祉部

地域包括支援センター(委託：7か所)の運営管理では、市担当課とケース会議や管理者会議をはじめ、研修の機会を設けることで、その機能と役割の強化に取り組むとともに、人件費の加算要件を見直すなど体制の確保にも取り組んでいます。引き続き、地域包括支援センターが地域における身近な高齢者の総合相談窓口として役割を果たせるよう、あらゆる機会を通じて周知啓発の取組みを推進します。

(6) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて (★)

<継続>

①待機児童、潜在的（隠れ）待機児童の減少に向けて

大阪府と連携して、計画的に保育園の増設などを整備すること。

また、保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実を図ること。整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携や広域的な受け入れ調整などを行うこと。

さらには、障がいのある児童の受け入れや兄弟姉妹の同一保育施設への入所など、保育の質を向上させること。

【回答】こども未来部

本市では増加する保育ニーズに対応するため、民間保育所の新規整備を進めており、令和7年（2025年）4月に市南部地域に2園を整備予定です。今後も令和5年度実施の保育ニーズ等調査や保育所等の申込状況など保護者の意向等をふまえつつ、今後の保育ニーズを見据え、新規整備のみならず多様な保育定員確保方策を推進し、保育定員の確保に取り組みます。

障害児については、公立園のほか、民間園でも幅広く受け入れを行っており、受け入れに係る本市独自の補助制度の周知を引き続き実施し、さらなる受け入れ促進をしてまいります。また、民間園も含めたすべての保育者が必要な支援・配慮ができるよう、市全体での研修や「豊中市教育保育環境ガイドライン」を活用した公民の公開保育を実施するなど、教育・保育の質の向上を進めます。

令和6年度中に、兄弟姉妹が同一保育施設に入りやすくなるよう入所選考の指標の見直しを検討しています。

<継続>

②保育士等の確保と処遇改善に向けて

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の人材確保、そして労働条件と職場環境の改善を行うこと。具体的には、職場での定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、定期昇給制度の確立、適正な配置、研修機会の確保等を積極的に行うこと。

また、保育士の確保へ向け大阪府と連携しての助成金創設や、「保育士宿舎借り上げ支援事業」拡充、離職した潜在保育士が復職するための働き方を含めた環境整備などの支援を強化すること。

加えて「放課後児童支援員キャリアアップ待遇改善事業」の実施に早急に取り組むこと。

【回答】こども未来部

本市では、保育士等の人材確保に係る取り組みとして、令和元年度に創設した本市独自の助成金制度や保育士宿舎借り上げ支援事業を実施しており、引き続き支援を行ってまいります。

保育士等の待遇改善については、国や本市独自の補助制度の活用を周知するとともに、待遇改善や適切な賃金改善、給与水準が確保されるよう、各事業者からの実績報告時に点検するなど、引き続き取り組んでまいります。

適正な配置については、「豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」において、1歳児は国基準を上回る5:1としています。今後も国に対して、待遇改善など制度の充実が図られるよう引き続き求めていきます。

保育や幼児教育の質の確保については、すべての特定教育・保育施設および認可外保育施設に対して集団指導や指導監査、立入調査を実施し、施設会計、利用者支援、職員待遇、食事提供等といった観点から子どもの安全の確保、適正な施設運営、幼児教育・保育の質の確保に努めています。また、「豊中市教育保育環境ガイドライン」の活用・実践、豊中市幼児教育サポートセンターによる施設への巡回・助言などにより、教育・保育の質の向上に引き続き取り組んでいます。

研修については、受講料への補助制度とともに、市主催の研修も認可外施設を含む市内全施設を対象に年間を通じて計画的に実施しています。

【回答】教育委員会事務局

放課後こどもクラブにつきましては、デジタル化の推進や動画を活用した研修の実施等により、職場環境の改善を図っています。

また、給与水準の改善については継続して検討していきます。

<継続>

③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

保護者の負担軽減となるよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多

様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、病児・病後児保育を利用しようとする保護者がネットによる空き状況の確認や予約が可能なシステムの拡充を推進していくこと。そして、保護者の意向や状況を把握し、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

さらに、小1の壁を越えて継続就労ができるよう、放課後児童クラブの時間延長や子ども預かり施設への支援を行うこと。

【回答】こども未来部

病児保育については、国の事業を活用し、現在市内3施設で事業実施しています。休日保育については、令和5年度に実施場所を1カ所増設し、市内2カ所に拡充しました。今後も多様な利用者ニーズを踏まえながら、安心して子育てできる環境整備に努めます。

また、病児・病後児保育の予約などのシステム整備については、ICT化推進の国補助金の活用などを各事業者に周知してまいります。

人材確保支援については、本市独自の助成金制度や市独自補助制度の活用等の周知を図り、引き続き支援を行います。

<補強>

④企業主導型保育施設の適切な運営支援について

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等市町村による関与を行うことが必要である。そこで、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やかに進めると同時に、市町村や事業者、保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。

【回答】こども未来部

企業主導型保育事業については、児童福祉法に基づき認可外保育施設設置の届出を求め、国の指導監督基準を満たしていることを確認しています。

また、内閣府が委託している公益財団法人児童育成協会による施設への立入調査に加えて、国の指導監督基準に基づき、市が運営状況や設備状況等について年1回立入調査を行い、保育の質の確保に取り組んでいます。認可施設への移行、地域貢献、新たな課題等については、国の動向等に留意しながら、必要な対応に努めています。

<継続>

⑤子どもの貧困対策と居場所支援について

「第2次大阪府子ども貧困対策計画」にもとづき、豊中市として実効ある対策と効果の検証を行うこと。あわせて、困窮家庭における相談窓口を一本化することで、必要な支援が確実に享受できる体制の構築を推進するとともに、就労しているひとり親家庭への支援が確実に届くよう、土日祝や夜間での相談体制を充実させること。また、行政手続きの簡素化を行

うこと。

NPO、民間団体、個人が運営する「子ども食堂」は、食の提供だけに留まらず、学習をする場などを兼ねる「子どもの居場所」として地域との繋がりを深める重要な拠点であることから、物価高が高止まりする現状も踏まえ、「子ども食堂」支援事業に応じた補助金を支給・拡充するなど、支援を強化すること。

さらに、府域での食堂数は年々増加しているものの、市町村ごとの設置状況・広報状況に差が大きいことから、「住む場所による差」がでないよう特に設置の少ない市町村に対する実施支援・働きかけを強めること。また「子ども食堂」、教育機関、民間企業などが連携したネットワークの構築へ向けた取り組みを支援すること。

【回答】こども未来部

令和5年度(2023年度)に次期子どもの未来応援施策（子どもの貧困対策計画）策定に向けて、現行施策の効果検証と課題把握のため、大阪府と共同でアンケート調査を実施しました。本調査結果を分析し、施策展開の検討を進めます。

ひとり親家庭への支援について、豊中市立母子父子福祉センターでは、弁護士による法律相談を平日夜間や土曜日午前中に行ってています。令和6年度より相談体制を拡充し、夜間の専門員相談の開始を予定しております。

また、令和6年3月から、インターネット上でいくつかの質問に答えていただくことで、相談者に応じた支援制度を案内する「ひとり親支援ガイド」のリリースを予定しております。さらに、「子どもの居場所」の一環として学習支援教室を実施し、ひとり親家庭のこどもたちの学習面、精神面のサポートや、繋がりを深める機会と場所を提供しています。

子どもの居場所の立ち上げ支援やボランティア講座の実施、学校や関係機関とのネットワークづくり等をNPO法人と協働で実施しています。あわせて、本事業の一環で開設した子どもの居場所ポータルサイトにおいて、食材や場所、専門的スキルの提供などで居場所を応援したい個人や民間団体の受付・マッチングを行い、ネットワークを構築しています。

また、府域では、令和5年(2023年)3月に大阪府子ども食堂ネットワークを立ち上げており、市町村間の情報共有や各関係機関とのネットワークの構築等の取組みを今後進めていきます。

【回答】教育委員会事務局

「子どもの居場所づくり事業」を行っており、日曜日や長期休業中の地域における子どもたちを対象に、健やかで心豊かに育んでいく場を創出・提供しています。これを大人への移行期にあたる青少年向けに土曜日に新たに拡大し、様々な立場や異年齢の人たちとの交流を図れる事業を実施します。

<継続>

⑥子どもの虐待防止対策について

子どもの権利条約およびこども基本法の内容・理念を周知し普及に努めること。

複雑かつ重大化の傾向にある児童虐待の相談業務に適切に対応するため、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、児童虐待の予防的な取り組みや介入の徹底など児童相談所との連携を密にし、大阪府に対しても児童相談所の機能強化を求める事と新設する児童相談所の機能を強化するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。

また、「児童虐待防止法」や国民の通告義務の啓発・広報の徹底を図るとともに、児童虐待防止をよびかける「オレンジリボン運動」を推進し、新たな未然防止策を講じること。

あわせて、児童相談所の権限を強化するよう、大阪府・国に強く求めること。

【回答】こども未来部

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの人権の尊重を全ての取組の基礎とする豊中市子ども健やか育み条例の出前講座を市民向け、子ども向けに実施しており、あわせてこども基本法についても周知しています。

児童虐待防止に関する啓発活動については、こども園や学校、地域、関係機関にチラシ配布やポスター掲出により、施設の利用者も含め相談先を周知するとともに、随時、職員が地域に赴き市民や関係者向けに『児童虐待』をテーマに講座を開催しています。また11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンには、動画配信や広報誌を活用した広報、コンビニエンスストアと連携した啓発物品の配布等様々な取り組みにより集中的に周知を図ったところです。

日ごろから学校園と連携し見守り強化に努め、引き続き「いじめや虐待を許さない社会づくり」をめざして効果的な啓発に努めるとともに、令和5年4月より「はぐくみセンター」を開設し、母子保健・児童福祉・学校教育が一体となって、未然防止対策の強化、支援体制強化に向けた取り組みを進めているところです。あわせて令和7年度には児童相談所を開設し、はぐくみセンター等と連携することで、児童虐待等の予防、支援、防止、介入、家族再統合支援までを市が一貫して切れめなく対応できる体制づくりを進めています。

<継続>

⑦ヤングケアラーへの対策について

「府立高校におけるヤングケアラーに関する調査結果」「ヤングケアラー支援に向けた実態調査（介護支援専門員、相談支援専門員等）」や各市町村の調査結果を踏まえ、実態と課題の把握により、迅速な社会的・経済的支援を行い、子どもたちが教育の機会を奪われることのないよう、社会的孤立を防ぐ支援を早急に行うこと。

ヤングケアラーは、子ども自身や家族が「支援が必要な状況である」ことを認識していない場合が多いことからも、地域包括支援センターを拠点として福祉、介護、医療、教育等の様々な機関と連携し、早期発見が可能な仕組みを構築するとともに、相談体制を強化すること。

また学校や地域での早期発見につながるよう、具体的な事例や概念について広く周知を行い、理解促進に努めること。

【回答】こども未来部

本市では令和3年度に子ども・教育・福祉など関係分野が情報や課題を共有し連携してヤングケアラー支援を推進するため、豊中市こども施策推進本部会議ヤングケアラー支援検討部会を設けるとともに、公立小中学校を対象にヤングケアラーと思われる子どもの把握状況や対応などに関する調査を実施いたしました。令和4年度からは専用相談窓口を開設し、地域包括支援センターを含め介護や障害者支援、教育分野など関係分野と連携して家庭への支援を行うとともに、関係分野や市民を対象とした講演会・出前講座なども実施しております。また今年度にはヤングケアラー世帯等を対象とした訪問による家事育児支援事業を開始したところです。引き続き、周知啓発、早期発見、支援の充実等に向けて取り組んでまいります。

<継続>

(7)誰も自死に追い込まれない、相談体制の強化について

コロナ禍で自死者が増加しており、相談者に対応する相談員の増員や研修制度の充実、さらにはSNSによる相談体制を充実するなど、相談体制を強化すること。あわせて、相談員がメンタル不調に陥らないよう、対策を十分に講じること。

また、相談者が抱える個々の事情により沿った支援を行うために、大阪府や、NPOなどの民間団体と連携するとともに、取り組みに対する支援を行うこと。

【回答】健康医療部

自殺の背景には「健康問題」「家庭問題」「勤務問題」等の様々な要因が複雑に関係していますが、本市では令和2年以降、自殺の原因動機別の中で特に「経済・生活問題」による自殺者が増加しています。様々な相談支援機関で心身の不調や疾病を抱えている人、生活困窮を抱えている人などへ支援を行っていますが、相談者が抱える困りごとについては必要時多機関と連携した支援を行っています。令和4年度より様々な課題を抱える市民に気づき、適切にかかり、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場で出来ることを進んで行動をおこしていくことができるよう、「とよなかここサポプロジェクト」を立ち上げ、「こころのサポーター」養成の取組みを開始しました。

相談員に対しても、大阪府などの開催する研修に計画的に参加できるようにしています。

今後もメンタルヘルス計画に基づき、引き続き、市民や支援者のリテラシーの向上がはかれるよう、関係機関と協働しながら、体制づくりを強化していきます。

4. 教育・人権・行財政改革施策

<補強>

(1)指導体制を強化した教育の確保と資質向上について（★）

教育の質を高め、子どもの豊かな学びを保障するため、教職員定数の改善、教職員や支援員等の人材確保に努めること。教職員の長時間労働を是正するためには、客観的な勤務時間

管理をおこない、「時間外在校等時間の上限（月 45 時間、年 360 時間）」を遵守するよう、有効な対策を講じること。

また、教職員の欠員対策として、代替者の速やかな確保に努めるとともに、精神疾患等による病気休職者をなくすための労働安全衛生体制を確立すること。

深刻化する子どもの貧困、虐待、不登校、自死等への対策として、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置拡充を行うこと。また、SC、SSW の十分な人材確保にむけた養成・育成に取り組むこと。

さらに、外国にルーツをもつ子どもが取り残されることのないよう、日本語指導が必要な子どもに対して、必要な家庭支援を行うこと。そして、進学等で不利益を被らないよう、子どもや保護者に対して、多言語対応の整備や「やさしい日本語」を活用し、適切な情報提供と理解促進を進めること。

【回答】教育委員会事務局

教員の確保について、国・府に継続的な要望を行っており、長時間労働の是正については、客観的な勤務時間の把握に努めているところです。なお教職員の健康管理のため、労働安全衛生体制の充実に努めています。

またスクールカウンセラーの配置拡充については、引き続き府に要望し、スクールソーシャルワーカーについては、全小学校および義務教育学校へ配置し、学校支援を行っているところです。

<新規>

(2) 更衣室や多目的トイレの設置・増設について

子どもたちのプライバシーを守る観点から、各学校において更衣室や多目的トイレなどの設置・増設を進めること。

【回答】教育委員会事務局

市立学校における更衣室については、少人数学級の推進等に伴う教室確保を優先的に行うこととしており、更衣室が設置できていない学校への対応として、教室内に間仕切りカーテンを設置し対応を行っているところです。

また、多目的トイレについては、令和 7 年度末までのバリアフリーへの対応を計画的に実施することとしており計画的な改修に努めているところです。

<新規>

(2) 豊中市立学校（庄内さくら学園を除く）の体育館空調の設置について

今年度、異常な猛暑が続いた。子どもたちの教育活動場所のひとつである体育館には、現在空調が設置されていない。子どもたちの命と安全を守るためにも、体育館空調を早急に設置すること。

【回答】教育委員会事務局

学校体育館への空調設備の設置については、夏場の熱中症対策として比較的安価で迅速に全校配置できることから令和2年度よりスポットクーラーをレンタルしその対策を講じてまいりましたが、児童生徒が安全安心に学校生活が過ごせるよう建替や廃校予定の学校を除き、令和7年度末までにすべての学校体育館に空調設備の設置に向けた取り組みを進めているところです。

<継続>

(3) 奨学金制度の改善について (★)

給付型奨学金制度のさらなる対象者や支給金額の拡充を、積極的に国へ求めること。また、従来からの支援制度のみならず、中小零細や地場を含めた地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の創設を検討するなど、新たに豊中市独自の返済支援制度を検討すること。

加えて、コロナ禍によって返済が困難な労働者に対する返済猶予措置を講ずること。

【回答】教育委員会事務局

教育の機会均等を保障するための経済的支援としましては、一定の所得等の基準を満たした児童・生徒の保護者に向けた就学援助や、高等学校等へ進学する学生に向けた奨学金等の制度を実施しています。なお、奨学金の返済にあたっては、事業に応じて適切に相談・対応しております。

<継続>

(4) 労働教育のカリキュラム化について (★)

ワークルールや労働安全衛生等、働くことに関する基礎的な知識を活用できるよう、労働教育のカリキュラム化を推進すること。また、労働組合役員や退職者などの経験豊富な外部講師を登用した出前講座や職場見学・職場体験などを含め、働くことの意義や知識を学ぶ時間を確保すること。

【回答】教育委員会事務局

学校教育課では小中一貫推進事業にキャリア教育の推進とカリキュラムづくりを位置づけ中学校区を単位として義務教育9年間を見通した取組みを進めており各校でのキャリアパスポートの活用推進にも取り組んでおります。

今後もさらに市内小・中学校において、子どもたちがそれぞれの個性、持ち味を最大限発揮しながら、自立していきしていくために必要な能力や態度、勤労観や職業観を育めるよう努めていきます。

<補強>

(5) 幅広い消費者教育の展開について

成年年齢が引き下げられしたことにより、知識や経験不足に乘じた悪徳商法などによる若年

層の消費者被害の拡大が強く懸念されている。

とりわけ、スマートフォン・タブレット等の普及に伴い、高額商品の売買やゲームでの高額課金、犯罪行為に抵触する事項などに関して、小・中学生も対象に含めた学生への消費者教育は急務となっている。そこで、教育現場への啓発活動や支援などの拡充に加え、家庭でも消費者教育を学ぶことができる教材を作成するなどの対策を講じること。

【回答】市民協働部

成年年齢引き下げの影響により、若者世代の消費者被害が懸念されることから市内高等学校において消費者教育出前講座を実施しております。クレジットカードやリボ払いによるトラブルや特に若者から相談の多いエステなどの美容関係に関するトラブルのほか、ゲーム課金や間バイトなどニーズに合わせた内容をお伝えしています。また、市内の大学や予備校、専門学校、自動車教習所等に啓発チラシを配架しています。その他、学校教員が活用しやすい出前講座や学校教員を対象としたセミナー、消費者教育用副読本の配布を実施するとともに、家庭における消費者教育のために、冊子の発行やホームページ、市公式LINE配信など様々な媒体を使い、情報提供を行ってまいります。

<継続>

(6) 人権侵害等（差別的言動の解消）に関する取り組み強化について

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていない。そこで、あらゆる差別の解消に向けSNSやインターネット上に氾濫する差別の実態を把握するとともに、差別解消に向けた具体的な施策を講じること。さらには、無意識による無理解や偏見による言動も差別に繋がることから、人権意識の向上のための周知を行うこと。

また近年、インターネット上の人権侵害事案も多発していることから、2023年3月に公表された「大阪府インターネット上の人権侵害の解消に関する有識者会議取りまとめ」を踏まえ、インターネットリテラシー向上のための教育・啓発活動や、相談事業・被害者支援などを推進していくこと。

【回答】市民協働部

本市では、日本国憲法や人権擁護都市宣言、人権文化のまちづくりをすすめる条例の理念に基づき、人権尊重が当たり前のこととして受け入れられるよう、人権に関する意識啓発に取り組んでいます。ヘイトスピーチ等さまざまな差別事象解消に向けて、講演会やパネル展の開催、ポスターの掲出等により啓発を行っており、無意識の偏見を取り上げた啓発も行ってきました。

インターネット上の差別行為や人権侵害の防止については、制度整備や法的措置などを大阪府市長会を通じて国へ要望しています。なお、今年度市において、インターネット・SNS誹謗中傷防止啓発ポスター・チラシを作成し、市ホームページに掲載するほか、公共施設や自治会掲示板へポスターを掲示するとともに、市が行うスマホ講座やスマホ相談会

参加者へチラシを配布することとしました。引き続き、法務省や大阪府など関係機関と連携・協力し、相談窓口の周知や啓発活動に取り組んでいきます。

<継続>

(7) 行政におけるデジタル化の推進について

行政によるデジタル化を推進し、オンライン申請などの利便性を高めることで、行政事務手続きの簡素化や行政情報へのアクセス向上などに取り組み、情報漏洩や誤作動が起こらないよう、デジタルセーフティーネットの構築をめざすこと。

また、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けても取り組むこと。

【回答】都市経営部

行政のデジタル化の推進については、『デジタル・ガバメント戦略2.0』に基づき計画的に取組みを推進します。

窓口でのデジタル活用を進め、手続きの簡素化や迅速化を図るとともに、利便性とセキュリティを両立する新たなデジタル基盤を構築し運用を行っていきます。

また、デジタルに不慣れな方が身近な場所で身近な人に学び・教える環境づくりを進めるとともに、デジタル機器等の配備を行い、情報格差の是正に取り組みます。

<継続>

(8) マイナンバー制度の定着に向けたマイナンバーカードの普及について

公正・公平な社会基盤としての「マイナンバー制度」の定着と一層の活用に向けて、運用状況や住民からの意見を丁寧に把握し、必要に応じて、利用範囲や個人情報保護に関し適切な取扱いを行っていくこと。あわせて、税務行政体制の効率化をはかるとともに、個人情報の保護体制を強化すること。

また、デジタル行政の推進や、行政の迅速な支援による市民生活の利便性向上を図るべく、「マイナンバーカード」の普及促進を前提として、プライバシー保護のための安全性の周知や個人情報管理体制の強化など制度の信頼性を高める取り組みを行うこと。

加えて、「マイナンバーカード」への保険証一体化等については、カードの取得が強制化されないよう従前の保険証についても継続して対応するよう、国に要請すること。

【回答】財務部

税務行政体制の効率化については、電子申告・申請・納税や、マイナポータルでの公金受取口座登録をさらに推進してまいります。

【回答】健康医療部

令和6年12月2日に健康保険証が廃止になり、「マイナ保険証」に移行する事になりますが、マイナンバーカードを取得していない者についても、保険証の代わりとなる「資格確認書」を発行することとなっており、保険診療等を受けられることになります。

【回答】都市経営部

豊中市特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針に基づき、特定個人情報の適正な取り扱いの確保に組織として取り組んでいます。

また、「改ざん」や「なりすまし」を防ぎインターネットで安全・確実な手続き等を行うための、マイナンバーカードの公的個人認証サービスの活用を進めるなど、マイナンバーカードの普及・利活用を促進します。

<新規>

(9)府民の政治参加への意識向上にむけて

有権者の利便性と投票機会のさらなる確保のため、共通投票所の設置の拡大、身近に利用できる投票所の増設、期日前投票の投票時間の弾力的な設定、および移動期日前投票所の設置・拡充に努めること。

さらに、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者や要介護者などの投票参加拡大の観点から、投票方法を自書式から記号式投票に改めること。

また、若者の政治参加を促進するため、教育委員会や選挙管理委員会と連携し、模擬投票や選挙出前授業、議会見学や傍聴など主権者教育を実施すること。

【回答】選挙管理委員会

期日前投票所につきましては、令和3年（2021年）10月の衆議院議員総選挙から、3箇所増設し7箇所となっております。このことにより、現在のところ、全ての期日前投票所は大きな混雑もなく運営されています。共通投票所につきましては、二重投票の防止措置を講じるために必要な設備などの課題があることから、導入は考えておりませんが、投票環境の向上については、今後も取り組んでまいります。

また、記号式投票につきましては、検討をしましたが、選挙事務の運営上さまざまな課題があることから、導入は考えておりません。

<継続>

(10)SDGs の推進について

大阪府においては「大阪SDGs行動憲章」の制定や「私のSDGs宣言プロジェクト」などが行われてが、市(町)においても、多くの市民の参加にむけた働きかけを強めること。また、SDGsの中で最も重要な目標のひとつである「貧困の根絶・格差の是正」を重要項目として位置付け、子どもやひとり親家庭の母親など様々な貧困の削減に向けて具体的な目標を設定し、着実に取り組むこと。

【回答】こども未来部

第2期豊中市子育ち・子育て支援行動計画こどもすこやか育みプラン・とよなかにおいて、SDGsに基づいた施策展開を図っており、本計画重点施策3(4)に「ひとり親家庭、貧困の状況にある子ども（家庭）への支援」を位置付け目標値を設定し、計画に沿った施策・

事業を推進しています。

ひとり親家庭の支援に関しては、日常生活支援、養育費確保支援、医療費助成、就労支援、相談対応など、また、貧困の状況にある子ども（家庭）への支援に関しては、子どもの居場所づくりや相談支援体制の強化など支援を着実に進めます。

【回答】都市経営部

本市では、SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組みを推進しようとする都市・地域の中から、特に経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域を国が選定する「SDGs未来都市」に令和2年（2020年）に選定されています。SDGs未来都市として、「みんなで、いっしょに、つないでいこう」を合言葉に「40万人のとよなか未来バトン」のロゴや「とよなかSDGsバトンドリル」を作成しました。また、市内でSDGsに取り組んでいる事業者・団体・教育機関等の取組みを市ホームページに掲載し、広く共有するとともに、登録者同士の交流会等を通じて連携を図ることを目的とした「豊中SDGs・公民学連携プラットフォーム」を創設し、令和5年12月末の時点で100団体登録いただいている。今年度は、持続可能な社会の全体像やSDGsの基本となる考え方を学べるカードゲーム「Get The Point（ゲット・ザ・ポイント）」の豊中市版を活用し、市民団体や教育機関へ赴き出前講座を行いました。引き続き、多くの市民がSDGsに取り組めるよう、普及啓発を行っていきます。

5. 環境・食料・消費者施策

<継続>

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて（★）

これまで大阪府の「食品ロス削減ワーキングチーム」が精力的に取り組んできた食品ロス削減対策を継続的に実施するとともに、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」による「パートナーシップ事業者」を拡大していくため、外食産業をはじめとする食品関連事業者に積極的な働きかけを行うこと。

また、市民に対しては、「食べ残しそれぞれ」を目的にした「3010運動」について、アフターコロナでの外食増加を想定し、さらなる効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」「持ち帰り」を基本とする環境整備も進め、豊中市の取り組み内容を示すこと。

また、枚方市・摂南大学での産学の取り組みのような、破棄される農作物・特産品（すもも）の有効活用策も検討すること。

【回答】環境部

食品ロス削減に向けて総合的かつ計画的に推進するため、令和4年（2022年）3月に「豊中市食品ロス削減推進計画」を策定し、市民・事業者等と連携した施策として、これまで実施してきた3きり運動や3010運動に加え、てまえどりキャンペーンなど、新規・拡充事業

にも取り組んでいます。また、食品衛生を考慮したうえで、持ち帰り希望者に対応している豊中エコショップ認定事業者の取組みを、ラベリング制度の対象とし、持ち帰りの普及促進に努めています。

あわせて、園児や小学生を対象とした環境学習、各種媒体を活用した情報発信などの啓発活動により、市民や事業者の自発的な食品ロス削減行動を促進するための意識醸成を図るとともに、十分に取り組んだうえでも発生してしまう食品ロス等については、たい肥化や飼料化等による有効活用に努めます。

【回答】都市活力部

本市におきましては、本市産のレモンや茄子の有効活用の取組経験はございますが商品化には至っておりません。引き続き、产学連携を含め、市内農産物を活かした製品の特産化に努めてまいるとともに、公共施設等における朝市を通じて市内産農産物の普及促進を図ってまいります。

<継続>

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、フードバンク活動団体が抱える課題（運営費・人手・設備等）を解決するための相談窓口や活動関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

また、「フードバンクガイドライン」の策定によって支援のあり方が効果的になっているか検証を行うこと。

【回答】環境部

食品ロスの削減については、市や地域のイベントなどで豊中市社会福祉協議会と連携したフードドライブを実施しており、提供された食品を子ども食堂などで利用いただいております。フードドライブ活動における課題等については、事業者・市・社会福祉協議会で随時共有しており、令和5年（2023年）9月からは新たに(株)ヤマト運輸との連携もスタートさせたところです。

今後とも、幅広い媒体を活用した市民・事業者への周知啓発やフードドライブ活動の支援等を通じて、食品廃棄物の削減に向けた総合的な取組みを実施していきます。

<継続>

(3) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、豊中市独自の判断基準（対応状況や対応時間の目安、対応体制の確立）の策定を行うとともに、

消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

【回答】市民協働部

消費者の自立を図り、倫理的な消費行動など消費者が地球や社会、将来世代のことを考えて行動する倫理的消費（エシカル消費）により、公正で持続可能な社会をつくっていくような消費者市民社会の構築をめざした消費者教育推進計画に基づき、効果的な消費者教育の推進を図ってまいります。

具体的には、市公式LINE配信による消費者トラブル事例などの情報発信や消費生活情報紙くらしの情報の発行など、啓発及び消費者教育を行ってまいります。

特に出前講座においては消費者被害を未然防止する一方、消費者が過剰な要求・行動に陥らないよう契約に関する基本的事項の確実な習得に努めてまいります。

<継続>

(4) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府域では高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと

この間、SNSやアプリなど、幅広い広報媒体を活用して周知をはかっているが、高齢者については、こうした媒体の利用については低いと思われるので、従来型のチラシ・ポスターでの周知の充実もはかること。

【回答】市民協働部

地域福祉ネットワーク会議や消費者安全確保地域協議会等を通じて関係機関と連携を図り、特殊詐欺の最新の手口など情報提供・注意喚起を行うとともに、市内の公民館やくらしかんで開催する特殊詐欺被害防止セミナーや職員が地域に出向く出前講座による簡易型自動録音機の配布など被害防止の強化に努めます。

また、社会情勢に応じて変化する特殊詐欺被害を未然に防止するため大阪府警察等関係機関との連携を強化し、啓発チラシの配布やポスターの掲出など高齢者等の特殊詐欺被害防止のため、引き続き取り組んでまいります。

<継続>

(5) 「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と

その実践に向けた産業界との連携強化について

「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と、大阪府と連携した取り組みを進めること。

とりわけ、政府の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が供給側の取り組みを中心としていることから、住民など需要側の行動を促す意識喚起の取り組みを積極的に進めていくこと。さらには、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」で示した

2030 年に向けて取り組む項目について大阪府と連携するとともに、市民・事業者への周知を行うこと。また、実行計画の進捗状況、支援内容についても明らかにすること。

グリーン成長戦略で実行計画が策定されている 14 分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元の事業所における取り組みの推進状況、今後の推進計画などに関して広く共有化を図り、規制の見直しなどを含めて、地方自治体として必要な支援を強化していくこと。

【回答】環境部

本市では、令和 3 年 2 月に吹田市と気候非常事態を共同で宣言する中で、2050 年ゼロカーボンを表明し、排出量の実質ゼロをめざした「第 2 次豊中市地球温暖化防止地域計画（改定）～とよなかゼロ・カーボンプラン」を令和 4 年（2022 年）3 月に策定しました。

また、令和 4 年度に「第 4 次豊中市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を見直し、市の事務事業から排出される温室効果ガスの更なる削減をめざし、みんなの率先垂範となるよう市有施設の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入等を進めております。

大阪府との連携については、家庭部門において、関西夏・冬のエコスタイル、太陽光パネル及び蓄電池システムの共同購入支援事業などを実施し、業務部門では、大阪府地球温暖化防止活動推進センターで実施されている事業所の省エネ診断の案内、補助事業の周知などを実施しています。

産業界への支援等については、令和 5 年度から事業者を対象とした電気自動車等購入支援に取り組んでおり、今後も、産業振興担当課と連携し、事業者の脱炭素化に向けた啓発及びニーズ把握に取り組んでまいります。

<継続>

(6) 再生可能エネルギーの導入促進について

再生可能エネルギーの導入促進にあたって、条例を整備し調査コスト・開発リスクに対する各種補助金の充実を図るとともに、再生可能エネルギーを効率的に利用するために、高効率・大容量の蓄電が可能となる技術開発や、スマートグリッドの構築を支援するしくみを構築すること。

【回答】環境部

再生可能エネルギーの導入促進については、住宅都市である本市の特長を活かして太陽光発電設備設置への補助など再生可能エネルギーの普及啓発を実施しています。

また同時に、蓄電システムや ZEH に対する補助を行うことで、再生可能エネルギーの効率的な利用を支援しています。

これらの施策を推進することにより、調査コストや開発リスク、高効率・大容量の蓄電が可能となる技術開発、スマートグリッドの構築に寄与していきたいと考えています。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

＜継続＞

(1) 交通バリアフリーの整備促進について

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーター・エスカレーターの設置が進められている。鉄道駅バリアフリー料金制度の導入により、環境整備がさらに加速化するよう、これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

【回答】都市基盤部

バリアフリー施設の維持管理・更新費については、国の「鉄道駅バリアフリー料金制度」の活用が可能と聞いており、市では維持管理・更新に対する財政支援措置は現在のところ考えておりません。

＜継続＞

(2) 安全対策の向上に向けて

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者10万人未満の駅に設置する費用に対する助成や、令和6年度まで固定資産税を軽減する特例措置についてのさらなる延長等、税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。

また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、民間、地域の協力を得ながら「心のバリアフリー」の取り組みを進めること。

【回答】都市基盤部

令和3年度に創設された国の「鉄道駅バリアフリー料金制度」は、ホームドア・可動式ホーム柵等の鉄道事業者が負担する整備費用等として、運賃に上乗せし利用者の薄く広い負担のもと整備していくものであり、駅の利用者数に関わらず、整備費用のほか、維持管理等にも充てられると聞いております。なお、本市内でホームドアが未設置の駅においては本制度によって設置されるものと鉄道事業者から聞いております。

また、国の「鉄道駅等のバリアフリー施設に係る特例措置」のさらなる延長については現時点では把握しておりませんが、必要に応じて国等へ要望してまいります。

心のバリアフリーの取組については、どのような取組が可能であるか、事業者の意見等も収集しながら検討してまいります。

＜継続＞

(3) 自転車等の交通マナーの向上について

自転車による宅配業者も増え、毎年一定数の事故が発生している。

原因はさまざまではあるが、ひとつに自転車や新たなモビリティ（電動キックボード等）

の運転者マナーの問題も指摘されているため、事故防止のための自転車専用レーンの整備を行うとともに、自転車・電動キックボード等の運転者への取締りの強化、購入時の講習実施など、法令遵守やマナー向上への周知・徹底を図ること。

また、2023年4月以降、自転車運転の際にはヘルメットの着用が努力義務化されたことから、普及促進のためヘルメット購入費用の補助制度を新たに検討すること。

【回答】都市基盤部

自転車の通行空間の整備については、「自転車ネットワーク計画」に基づき、市が管理する道路の状況から自転車専用レーンではなく、主に車道左側に自転車マークや青色の矢羽根を設置する「車道混在型」で整備に取り組みます。

自転車及び電動キックボード運転者への法令順守やマナーの向上については、警察と協力し、交通安全教室や街頭啓発などで周知徹底を図るとともに、市内の高校生や自治会向けに周知ビラの配布やSNSを活用した周知・啓発に努めます。

また、自転車用ヘルメット購入費補助制度については既に実施中ですが、今後もヘルメット着用促進に努めます。

<継続>

(4)子どもの安心・安全の確保について

保育中の子どもや通園中の園児や保育士が巻き込まれる事故が多発している。防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズ・ゾーン」の設置や危険箇所がないか総点検を実施するとともに、安全確保のため、ガードレールの設置が求められていることから、危険箇所から優先して未設置の所は早期の設置を行うこと。

あわせて、歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号や幹線道路の白線や表示が見えにくくなっている箇所も散見されることから、必要なメンテナンスも行うこと。

また、運転手にも広く周知するため、免許更新の際に注意を呼び掛けるなど、キャンペーン等を実施すること。

(現在、キッズ・ゾーンについては東大阪市・堺市・枚方市・箕面市・茨木市・交野市で設定が進められている。)

【回答】都市基盤部

危険箇所の点検については、小学校の通学路に加え、希望する保育施設の移動経路についても点検を行い、関係機関と連携して対策を進めていきます。

また、歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号などのメンテナンスについても、点検に対する対策に基づき、順次、進めています。

【回答】こども未来部

キッズ・ゾーンの設置については、道路管理者など関係機関と連携し、府が示すキッズ・ゾーンの設定手順や候補箇所選定のポイントを踏まえ、適切な箇所に設置できるよう引き続き検討してまいります。

<継続>

(5) 防災・減災対策の充実・徹底について (★)

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。

また「おおさか防災ネット」等の市民へ直接情報発信可能なツールの登録を促進し、豊中市域内の運用状況（登録）について推移を示すこと。

加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、避難所の環境整備についてもはかること。感染対策も踏まえ災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。

また、「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等を行うこと。

地域における防災の担い手となる、防災の資格である「防災士」の取得を促すための広報や、養成研修実施機関として登録すること。特に「女性防災士」の取得の促進をはかるとともに、資格取得助成についても取り組みを進めること。

*養成研修実施機関（関西では滋賀・奈良・和歌山・兵庫。府内では箕面市のみ）

【回答】健康医療部

市内19病院に対しては例年医療監視を行っており、その際に防火、防災体制について確認し、適宜アドバイス等を行っています。今後も医療機関と連携し、災害対応訓練の実施などを通じて、災害発生時の医療体制の強化を図ります

【回答】都市経営部

総合ハザードマップやデジタルハザードマップをはじめとした啓発媒体を活用し、出前講座や防災パネル展、ホームページ等の様々な機会を通じて積極的に周知啓発を行います。令和5年9月に導入した「マイ・タイムライン作成支援ツール」を通し、洪水や台風などの災害時に「いつ何をするのか」「どこに避難所があるのか」などを事前に整理しておく自助の取り組みを支援します。

災害時においてホームページを災害モードに切り替え、緊急情報、被災者支援情報等をトップページに掲載します。

また、避難行動要支援者名簿については年2回更新を行うとともに、実施マニュアルに基づき、地域で取り組む訓練への支援や指導を行うなど共助の取り組みの推進を引き続き継続します。

<継続>

(6) 地震発生時における初期初動体制について

南海トラフ地震の発生が懸念されているが、地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。

また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣自治体に働きかけを行うこと。

企業・住民への日頃の防災意識の啓発と、災害ボランティアセンターなどとの連携など、いつ発生するともわからない災害への対策を強化すること。

【回答】都市経営部

人員体制については、災害時には部局ごとに災害対応の業務を決めておりますが、災害対策への十分な対応ができるよう、人員が不足する部局に対しては他部局から応援職員の動員を行うことにより、全庁体制で災害対応を行えるようにしております。近隣自治体におきましては災害時相互応援協定に基づき連携を図っていきます。また、企業・住民に対しては、出前講座及び防災アドバイザーの派遣等、様々な機会を通じて積極的に周知啓発に努めています。

(7) 集中豪雨等風水害の被害防止対策について (★)

<継続>

①災害危険箇所の見直しについて

予測不可能な風水害が頻発し、予想以上の被害が発生している。

災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。

【回答】都市経営部

浸水想定区域や土砂災害特別警戒区域内で生活する住民が、緊急時に安全かつ迅速に避難できる避難場所や避難方法等に関し、ハザードマップなどを配布するなど、情報提供を行っています。

なお、土砂災害特別警戒区域内の住宅に関しては、申請に基づき、住宅の補強や移転に係る補助を行います。

<継続>

②防災意識向上について

住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層

の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

また、大規模自然災害発生時においては、安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みの整備と情報提供により、市民が適正な行動をとれるよう制度の周知・理解促進を図ること。

【回答】都市経営部

ハザードマップの更新は適宜行うとともに、更新内容について市HPや出前講座で周知・広報を行います。また、地域が行う訓練やワークショップなどを支援して地域防災力の向上をめざします。

大規模自然災害発生時に備えて、災害対応マニュアル及び業務継続計画の改訂を適宜行っています。

<継続>

(8)激甚災害時における公共インフラ設備の早期復旧に向けた取り組み

自然災害による鉄道や、生活関連インフラ設備の被災は、用地外からの土砂・倒木流入や河岸崩壊などによって被害が拡大する事例が多く、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国及び地方自治体が責任を持って進めるよう関係機関に働きかけること。また、線路や生活関連インフラ設備の早期復旧にむけてより密接に事業者や地権者といった関係主体との連携を積極的に図ること。

大規模災害時に踏切が閉じたままになったことで救急・消防の対応が遅れないよう、改正踏切道改良促進法の施行にあわせた実行性のある対応を進めること。

【回答】都市経営部

大規模災害時には大阪府や警察、公共交通機関、消防等の関係機関で情報共有し、円滑な避難経路の確保、広域搬送体制の確保や緊急通行車両の通行に係る交通規制、他路線への振替輸送、バスによる代行輸送等、代替え輸送交通機関の確保に努めます。

<継続>

(9)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

鉄道・バス・タクシー等の運転士や係員に対する暴力行為の件数は、高止まりという状況であり、お客様トラブル事象やカスタマーハラスメントに分類されるような事象も数多くある。

働く者の安全・安心の確保のためにも、公共交通の利用促進とともに、利用者側のマナー やモラルといった部分に対する理解促進を図ることから、事業者によるさまざまなキャンペー ン等の取り組みも進められているが、行政として「公共交通の安全安心な利用」につながる啓発活動の強化等の対策を講じること。

また、警察や公共交通事業者と連携し駅構内や車内での巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備

員の配置等)への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

【回答】都市経営部

警察や防犯協議会などの関係団体と連携して、市内に1,230台の防犯カメラの設置を行っています。今後もこれらの関係団体と協力し、暴力行為の防止に係る効果的な対策を検討していきます。

<継続>

(10) 交通弱者の支援強化に向けて

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、バス路線の整備を含めた公共交通による移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。

「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」による取り組みの効果の検証を行うこと。

【回答】都市活力部

本市では、新商品開発や新たな販路開拓事業などの新規事業（ビジネス）に取り組む市内事業者を対象に、新たな取組み（チャレンジ）に対して補助金を交付するチャレンジ事業補助金事業を行っております。今年度は、事業者の新たな販路開拓への支援として、移動販売用車両の改修外注費や車両に設置する器具設備費等を補助金の対象にして実施しています。

【回答】都市基盤部

市では、市域の公共交通についてその現状と取り組むべき施策を公共交通改善計画として平成31年に整理しており、現在は計画に基づく施策として、デマンド型乗合タクシーや豊中東西線バスの運行などの取組を進めており、今後は計画の中間見直しにあたり、必要な施策を検討、推進してまいります。

【回答】福祉部

高齢者の日常的な移動・買い物については、社会参加を通じた介護予防の観点から、地域ニーズの把握に努め、市民、民間事業者などの多様な主体と連携した取り組みを図ってまいります。

<継続>

(11) 持続可能な水道事業の実現に向けて

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。

また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。

加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

【回答】上下水道局

持続可能な水道事業の実現に向けては、これまで人材の確保・育成に努めてきたところであり、労働環境のあり方についても、引き続き労使での議論を基本に進めていきたいと考えています。

また、水道法改正による水道の基盤強化のための諸施策に係る検討においては、そのメリットやデメリット等だけでなく、住民ニーズを十分に把握しながら進めるとともに、地方公営企業の社会的責任を果たすため、「公設公営」による経営を基本に、効率的、効果的な経営を行っていきます。

以上

大阪府政策・制度予算要請 用語集

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

* 大阪雇用対策会議

大阪府、大阪労働局、近畿経済産業局、大阪市、堺市、関西経済連合会、大阪商工会議所、連合大阪の8者で構成し、大阪府域における雇用創出・確保と雇用失業情勢の改善を目的に、オール大阪で雇用対策に取り組む（国の緊急雇用対策に盛り込まれた「地域雇用戦略会議」に位置付けている）。

* 大阪人材確保推進会議

大阪府では、府内の製造分野、運輸分野、建設分野、インバウンド関連分野の人材確保を必要とする業界で働くことに魅力を感じ、活躍できるよう、業界及び当該業界の企業のイメージアップと雇用促進を図るため、業界団体や行政機関、経済団体、労働団体等で構成する会議

。

* 地域就労支援事業

各市町村が地域にある様々な支援機関と連携して、働く意欲がありながら就労にむすびつかない方々（中途退学者や卒業後も未就職にある若年者、障がい者、ひとり親家庭の保護者、中高年齢者等）を支援する事業。

* 地域労働ネットワーク

行政・労働者団体・使用者団体等の機関・団体が連携して、地域の労働に係わる課題や問題を解決していくために、大阪府（労働環境課）が事務局となり府内7ブロックに「地域労働ネットワーク推進会議」を設置し、合同企業面接会や説明会、労働問題や勤労者健康管理、ワーク・ライフ・バランスの啓発セミナー等、幅広い労働関連事業を実施している。

* おおさか男女共同参画プラン

大阪府では、2001年7月にすべての人が個人として尊重され、性別にとらわれることなく、自分らしくのびやかに生きることのできる男女共同参画社会の実現をめざし、2010年度を目標年次とする「おおさか男女共同参画プラン」を策定。

その後、2006年に一部改訂を経て、2011年に「おおさか男女共同参画プラン（2011－2015）」を、2016には後継計画として「おおさか男女共同参画プラン（2016－2020）」を策定し、大阪府における男女共同参画施策を総合的、計画的に進めてきた。

その後、新型コロナウイルス感染拡大の影響や社会情勢の変化、国の「第5次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえ、新たに「おおさか男女共同参画プラン（2021－2025）」を策定した。

* 性暴力救援センター・大阪 SACHICO

性暴力に関する当事者の視点に立ち、急性期から医療支援、法的支援、相談支援等の活動を続けている、性暴力被害者に対して被害直後からの総合的・包括的支援をめざす、日本で初めてのプロジェクト。

支援員常駐による心のケアと、産婦人科医による診療を提供。

当事者と相談しつつ、精神科医師による診療、カウンセリング、弁護士相談、警察への通報、児童相談所への通告など、連携している関連機関（女性の安全と医療支援ネットというネットワークシステム）の支援が可能な、被害者にとってのワンストップセンターとして機能。

*LGBT

「Lesbian（レズビアン）」、「Gay（ゲイ）」、「Bisexual（バイセクシュアル）」、「Transgender（トランジエンダー）」の頭文字をとった言葉で、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の一部の人々を表す総称。

*SOGI（性的指向と性自認）

国連での国際人権法の議論で使用されたのが始まりで、Sexual Orientation and Gender Identityの頭文字をとった言葉。直訳すると「性的指向と性自認」。セクシュアル・マイノリティだけでなく、すべての人に関わる概念を指す言葉。

*大阪府パートナーシップ宣誓証明制度

性的マイノリティ当事者の方が、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓された事実を、大阪府として公に証明する制度。

※府内では、大阪市、堺市、枚方市、交野市、大東市、富田林市、貝塚市、茨木市、池田市、吹田市、松原市において同様の制度が実施されている。（2023年5月時点）

2. 経済・産業施策・中小企業施策

*中小企業振興基本条例

中小企業が地域経済において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興について、府の責務、基本方針等を明らかにし、中小企業の健全な発展を図ることにより、大阪経済の活性化、雇用機会の創出及び府民生活の向上に寄与することを目的としている。

*技能五輪全国大会・技能五輪国際大会

技能五輪全国大会は、青年技能者の技能レベルの日本一を競う技能競技大会である。目的は、次代を担う青年技能者に努力目標を与えるとともに、大会開催地域の若年者に優れた技能を身近にふれる機会を提供する等、技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重機運の醸成を図ることにされている。全国大会の出場選手は、各都道府県職業能力開発協会等を通じて選抜された者（原則23才以下）とされており、国際大会が開催される前の年の大会は、国際大会への派遣選手選考会を兼ねている。

*BCP：Business Continuity Plan（事業継続計画）

企業が事業継続に取り組むうえで基本となる計画のこと。災害や事故等の予期せぬ出来事の発生により、限られた経営資源で最低限の事業活動を継続、ないし目標復旧時間以内に再開できるようにするために、事前に策定される行動計画。

* B C P 策定大阪府スタイル

中小企業庁は、令和元年 7 月から B C P 策定に至るまでの入口として、認定されると低利融資や税制優遇等の支援策が受けられる「事業継続力強化計画」（以下、「強化計画」という。）を創設し、大阪府では、事業継続のために最低限これだけは決めておくべき項目に絞り込んだ様式「超簡易版 B C P 『これだけは！』シート」（以下、「府シート」という。）を令和元年 12 月に公表した。この「府シート」の記入と「強化計画」の認定取得の両方を行うことを『B C P 策定大阪府スタイル』と命名し、大阪府と近畿経済産業局が連携・推進することで、各ツールの利用者の増加を図り、府内中小企業者等の B C P 策定率向上、災害対応力向上を図る。

* サプライチェーン

個々の企業の役割分担にかかわらず、原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスの繋がり。

* パートナーシップ構築宣言

連合会長、経団連会長、日商會頭および関係大臣（内閣府・経済産業省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省）による「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」で創設が決定されたもので、取引先と共に存共栄・連携関係を築くために、企業が発注者の立場で自社の取引方針を宣言するもの。サプライチェーン全体で適正な取引が行われることで、それぞれの企業が成長し、業績も向上する好循環を生み出すことが期待されている。

* 公契約条例

地方自治体の条例の一つで、国や地方自治体の事業を受託した業者に雇用される労働者に対し、地方自治体が指定した賃金の支払いを確保させることを規定している。指定される賃金は、国の最低賃金法に基づいて規定される最低賃金よりも高く設定されており、ワーキングプアに配慮した内容になっている。2009 年 9 月に千葉県野田市で初めて制定され、2010 年 2 月に施行された。2010 年 12 月に政令指定都市として神奈川県川崎市で初めて制定された。2014 年 7 月に都道府県として奈良県で初めて制定された。

* 総合評価入札制度

「価格」のほかに「価格以外の要素（技術力）」を評価の対象に加えて、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から見て最も優れた案を提示したものを落札者として決定する方式。

大阪府の本庁舎をはじめ府有施設における清掃等業務発注において、評価項目に障がい者や母子家庭の母の雇用等の視点を盛り込んだ総合評価入札制度を 2003 年度に全国初の取り組みとして導入した。

* 中核的労働基準

労働に関する最低限の基準を定めたものであり、「結社の自由・団体交渉権の承認」「強制労働の禁止」「児童労働の禁止」「差別の撤廃」の 4 分野がある。この基準は、国連の専門機関として労働問題を取り扱う ILO（国際労働機関）によって定められている。

*人権デュー・デリジェンス

人権に対する企業としての適切で継続的な取り組み。人権に関するリスクが発生しているかを特定し、リスクを分析・評価して適切な対策を実行するプロセスのこと。

人権侵害の例は、「賃金の不足・未払い」「過剰・不当な労働時間」「社会保障を受ける権利の侵害」「ハラスメント」「強制労働」「児童労働」「外国人の権利侵害」「差別」などがある。

*関西蓄電池人材育成等コンソーシアム

蓄電池・材料の国内製造基盤として、サプライチェーン全体で約3万人、蓄電池に係る人材を育成・確保していく目標が掲げられている。蓄電池関連産業が集積している関西エリアにおいて、産業界、教育機関、自治体、支援機関等が参画する「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」を設立（事務局：近畿経済産業局）。

本コンソーシアム（共通目的のために集まった共同事業体）では、产学研が抱える人材育成・確保に係る現状と課題を共有した上で、目指すべき人材像の具現化を図るとともに、蓄電池に係る人材育成・確保の取り組みについて議論。関西エリアを中心として、令和6年度を目指し、工業高校や高専等での教育カリキュラムの導入、産総研など支援機関における教育プログラムを本格的に開始するべく取り組みを検討する。

3：福祉・医療・子育て支援

*地域包括ケア

可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供すること。

*大阪府高齢者計画2024（仮称）

「大阪府高齢者計画2024（仮称）」は、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく生き生きと暮らせる社会を構築するため、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「介護保険事業支援計画」、「老人福祉計画」、「介護給付適正化計画」、「認知症施策推進計画」を一体的に策定するもの。

医療、福祉、介護等の専門家や有識者で構成する「大阪府高齢者保健福祉計画推進審議会」で、現行計画である「大阪府高齢者計画2021」の取組み状況を踏まえ、協議を行い、パブリックコメントを経て、令和6年3月に計画を策定予定である。

*生活困窮者自立支援制度

2013（平成25）年12月、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）が成立し、2015（平成27）年4月より施行された。

生活困窮者自立支援制度は、近年の社会経済構造の変化に対応し、生活保護受給者以外の生活困窮者への自立支援策を強化するもの。生活困窮者の多くは、複合的な課題を抱えており、このような生活困窮者に適切な支援を行うため、自治体では、その実情に応じて包括的な支援体制を構築することが必要となっている。そこで、生活困窮者に対する包括的な支援は、中核となる自立相談支援事業を中心に、就労

準備支援事業等の任意事業や他制度・他事業による支援及び民生委員や自治会等のインフォーマルな支援を総合的に実施している。自治体では、任意事業の積極的な実施や地域資源との連携等が求められている。

*AYA 世代

Adolescent and Young Adult（思春期・若年成人）の頭文字をとったもので、主に、思春期（15歳～）から30歳代までの世代を指す。AYA世代で発症するがんの特徴としては、「希少がん（新規に診断される症例の数が10万人あたり年間6例未満のがん）」と呼ばれる珍しいがんが多い。また、学業、就職、結婚など、大きなライフイベントが集中する時期もある。

*第3期大阪府がん対策推進計画

がん対策基本法第12条第1項に基づく都道府県計画であり、がん対策に関する大阪府の施策の方向を明らかにする行政計画のこと。第3期計画では2018（平成30）年度から2023年度までの6年間を計画期間し、急速に進む高齢化とともに、府民のがんり患者の増加が見込まれる中、がん患者や家族が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送ることができるよう、府におけるがん患者への医療の提供等の現状と課題を把握し、その解決を図るための取り組みを社会全体で総合的かつ計画的に推進する。

*健活10

大阪府が推進する健康づくりのための取り組みで、健康寿命の延伸・健康格差の縮小を目標に、府民の健康づくりの一層の機運醸成をはかることを目的としている。

*大阪版健康マイレージ事業 “おおさか健活マイレージアスマイル”

大阪府健康づくり支援プラットフォーム整備等事業における、府民向けサービスの名称。18歳以上の府内在住者が参加でき、専用スマートフォンアプリ「アスマイル」をダウンロードすることで、ウォーキングや特定健診の受診、健康イベント等に参加ができる。健康活動に対してポイントが付与され、さまざまな特典と交換ができる。

*二次医療圏

都道府県が医療政策を立案するために、一次・二次・三次の医療圏を設定している。一次医療圏は診療所などの外来を中心とした日常的な医療を提供する地域区分で、原則は市区町村が中心。

三次医療圏は、重度のやけどの治療や臓器移植など特殊な医療や先進医療を提供する単位で、北海道を除いて各都府県がひとつの区域となる。

二次医療圏は、救急医療を含む一般的な入院治療が完結するように設定した区域である。人口や入院患者の流入出の状況に基づき、通常は複数の市区町村で構成する。医師数や病床数などの計画は二次医療圏をベースにしており地域医療の基本的な単位といえる。

医療の高度化や医師の偏在が進んでいることから、政府は「病院完結型」から「地域完結型」の医療に体制を移行しようとしている。医師の確保策や病院再編の検討も、二次医療圏を軸にして進められている。

* 地域包括支援センター

介護・医療・保健・福祉等の側面から高齢者を支える「総合相談窓口」であり、各市町村が設置主体。専門知識を持った職員が、高齢者が住み慣れた地域で生活できるように介護サービスや介護予防サービス、保健福祉サービス、日常生活支援等の相談に応じる。介護保険の申請窓口も担っている。

* 放課後児童支援員キャリアアップ待遇改善事業

指導員の勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する費用を補助することで、一般的に他業種に比較して低いといわれている学童保育指導員の賃金を上げると共に、指導員の学びに応じた賃金制度を実施しやすくすることにより保育の質を高めることをねらいとしている。なお、市町村が実施主体となる。

* 企業主導型保育（事業）

2016 年に内閣府が開始した助成制度で、企業が主に従業員向けに保育施設を整備するための事業。自治体の認可は必要ないため、認可外保育施設に位置づけられるが、基準を満たせば整備費の 75%相当と運営費の助成が受けられる。

* 第 2 次大阪府子ども貧困対策計画

大阪府においては、教育、就労、生活支援など各分野の総合的な取り組みにより、子どもの貧困対策を推進するため、子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下、「子どもの貧困対策推進法」という。）第 9 条に基づき、平成 27 年 3 月に第 1 次子どもの貧困対策計画を策定した。さらに、企業等とも連携しながら引き続き総合的な取り組みを進めるとともに、市町村における地域の実情に応じた取り組みを後押しし、すべての子どもたちが同じスタートラインに立って将来をめざすことができるよう、第 2 次子どもの貧困対策計画（令和 2 年度から 6 年度）を策定。

* 子ども食堂

「子ども食堂」とは、子どもが一人でも行ける無料または低額の食堂であり、おなかをすかせた子どもへの食事提供から、孤食の解消、滋味豊かな食材による食育、地域交流の場づくりと、さまざま。

コロナにおいて、こども食堂は居場所としての開催は難しくなったが、それでも日頃からのつながりを生かし、お弁当や食材等の配布などのフードパントリーの活動などに変え、子ども・子育て世帯等とのつながりを守り、活動を続けている。

* 子どもの権利条約

世界中すべての子ども達がもつ権利を定めた条約。1989 年に国連総会で採択され、196 の国・地域で締約し日本は 1994 年に批准している。

子どもが大人と同じように一人の人間として持つ権利を認めるとともに、成長過程にあって保護・配慮が必要な子どもならではの権利も定めている。

* こども基本法

すべての子どもや若者が将来にわたって幸福な生活ができる社会の実現をめざし、こども政策を総合的に推進することを目的として、2023年4月施行された法律。こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見反映について定めている。

*児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）

児童虐待の防止を目的として2000年に制定された法律。親権者らによる体罰禁止が明記されており、児童相談所の子どもの一時保護を担当する部署と、保護者の相談を受ける部署を分け、虐待事案への対応力を高めること等が盛り込まれている。

*オレンジリボン運動

「オレンジリボン」は児童虐待防止運動のシンボルであり、児童虐待を根絶することをめざした運動。

*ヤングケアラー

法令上の定義はないが、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護・感情面のサポートなどを日常的に行っている18歳未満の子どもを指す。

4. 教育・人権・行財政改革施策

*スクールカウンセラー（SC）

児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなど、学校の教育相談体制に大きな役割を果たしている。

*スクールソーシャルワーカー（SSW）

児童・生徒が生活の中で抱えているいろいろな問題の解決を図る専門職。児童・生徒が抱える問題には、日常生活の悩み、いじめ、暴力行為、虐待などがある。

スクールソーシャルワーカーは、学校、家庭、地域で暮らしやすい生活の支援や福祉制度の活用などを通し、児童・生徒の支援をおこなっている。

*奨学金返済支援制度

都道府県や地方公共団体（市区町村）、企業等が主体で行っており、条件付きで返還の一部を肩代わりし、経済的負担・心理的負担の軽減に繋がる。

*大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例

人種又は民族を理由とする不当な差別的言動、いわゆるヘイトスピーチは、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生むことにつながる許されない行為であることから、大阪府は2019（令和元）年11月1日、ヘイトスピーチをなくし、全ての人がお互いに違いを認めあい、尊重しあう共生社会づくりをめざして、「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」（「大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例」）を施行した。

*インターネットリテラシー

インターネットの情報・事象を正しく理解し、適切に判断、運用できる能力。プライバシー保護やセキュリティ対策が行えることや、対面ではしないであろう差別的な発言や誹謗・中傷などを行わないこと、など。

*新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

令和2年度に創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、創設された交付金。

本交付金は、自治体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、各自治体の判断により、感染症対策等に自由に使うことができる仕組みになっている。

*情報格差

一般に、情報通信技術（IT）（特にインターネット）の恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる格差を指す。

*マイナンバー制度

①国民の利便性の向上、②行政の効率化、③公平・公正な社会の実現などの観点から、社会保障、税、災害対策の分野を中心に、複数の機関が保有する個人の情報について、同一人の情報であることを効率的に確認するとともに、それらを活用するための制度。

*共通投票所制度

通学区域など地域ごとの投票所のほかに、駅前や大型商業施設など、だれでも投票可能な共通の投票所を設置できる制度。平成28年（2016）の公職選挙法改正により設置。

ただし、「二重投票の防止」にかかるコストがかかる。

*記号式投票

地方公共団体の首長・議会選挙においては、条例で定めることで記号式投票を採用可能。但し、点字・期日前・不在者投票は除外され、投票当日の投票のみ可能。

あらかじめ、候補者名や政党名が書かれた投票用紙に、投票者が何らかの定められた記号（○やチェック）を記す投票方式である。マークシートやパンチカード、電子投票などもこれに当たる。

兵庫県神戸市では、2021年4月に「神戸市長選挙における記号式投票に関する条例」が施行され、同年10月執行分から導入された。2013年・2017年と5割未満だった投票率は53.85%となった。

*主権者教育

国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成していくこと（総務省「主権者教育の推進に関する有識者会議とりまとめ」）。子どもたちが政治・社会に関心を持ち、それを自分事として考えたうえで選挙等に主体的に参加する意識を養う教育。

5. 環境・食料・消費者施策

*おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度

飲食の提供や食材等を販売する企業等が、食品ロス削減に積極的に取り組み、販売活動を通じて食品ロス削減に係る消費者等への啓発活動を実施する際に、大阪府が取り組みを協力・支援し、広く食品ロス削減の啓発を進めることを目的とした制度。

*3010運動

宴会時の食べ残しを減らすキャンペーン。乾杯後30分は席を立たずに料理を味わい、お開き10分前に自席に戻って料理を残さず食べようというもの。

*食品ロス削減推進法（食品ロスの削減の推進に関する法律）

2019年5月24日成立、同5月31日に公布された法律。

食品ロスの削減に関し、国・地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としている。

*フードバンク

食品関連企業から品質に問題のない食料品を無償で譲りうけ、「生活弱者」を支援する施設や団体に無償提供する。

*カスタマーハラスメント

従業員に対する暴言や土下座強要、ネットへの誹謗中傷の書き込み等、顧客による過剰で悪質なクレームや迷惑行為のこと。

*「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとするとされている。

こうした制度も踏まえつつ、昨今、脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体が増えつつある。

※実質排出量ゼロ：CO₂などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること。

*カーボンニュートラル

家庭での電力・ガスの使用やゴミの排出から始まり、自動車や航空機の利用、工業、農業にいたるまで、さまざまな活動を通して「温室効果ガス（GHG）」を排出しながら暮らしており、「カーボンニュートラル（炭素中立）」とは、こうした人間活動によって

排出される温室効果ガスを、人間活動によってすべて吸収・除去することで、排出量を“プラスマイナスゼロ”にすることを意味する。また、カーボンニュートラルが実現された社会を「脱炭素社会」と呼ぶ。

*「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」

大阪府では、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を2021年3月に策定。

なお、本計画は気候変動適応法第12条の規定に基づく「大阪府気候変動適応計画」としても位置付けている。

*再生可能エネルギー

「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができる」と認められるものとして政令で定めるもの」と定義されており、政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められている。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

*避難行動要支援者

2013年6月に災害対策基本法が改正されてから使用されるようになった言葉。高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」と言い、そのうち、災害発災時、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するものを「避難行動要支援者」と言う。

*大阪スマートシティパートナーズフォーラム

「大阪モデル」のスマートシティの実現に向けた推進体制として、企業やシビックテック、府内市町村等と連携して設立された。

※シビックテック（Civic Tech）：シビック（Civic：市民）とテック（Tech：テクノロジー）をかけあわせた造語。市民自身が、テクノロジーを活用して、行政サービスの問題や社会課題を解決する取り組み。

以上